

系列の中企業において、労組との力關係に応じ、「探査」、「一時雇用」「終業制限」「希望退職」を始めさまざまの人へらし合理化を強行し、職場秩序・労政の再編益化をすすめている。そしてその中で、労働者がからとつた労働条件の諸権利を変形體化し、剥脱しようとしているのである。

また、下請企業に限しては、その系列關係に応じて、大量解雇・倒産を含む、さらに露骨な人へらし合理化を強行し、臨時工・パート・季節工・出稼労働者・日雇労働者などの未組織労働者とともに大量の労働者を無権利状態においやっている。そして、労働者の不満をこまかし、多数の首切り労政を行なうために、権力に失業保険の改悪をさせ、雇用保険制度の拡大をさせている。

このようにして、総資本・総權力は著々と「低成長時代」への準備をし、75春闘後に不況対策として、公共事業への大巾支出と金融の緩和をもって、「福祉政策」の美名のもとで、建設費をはじめとする関連産業から景気をたてなおし、さらなる金融独占（銀行と商社）の支配を強化し、中小企業の系列化を進めると同時に、「労資の対話と協調」「労働組合の政策参加」のもとで、労働者階級全体に生産性向上の大合理化攻撃をはかるうとしている。

この中にあつて、労働戦線はすでに74春闘で「国民春斗・弱者救済」をかかげざるをえなかつた一部幹部の思惑を超えて、かつての春闘にない盛り上りを見せた。個別職場の闘いの中で、一部の斗わない執行部は広範な労働者に糾弾され、斗わない組合と斗争組合とは資金の面でも大きな差が出るにいたつた。また、南北労働運動に春闘後みられたように、各地で広範な未組織労働者が組織され、われわれにその基盤が現在ますます強くなつていく

階級的労働運動の基本路線の一つである事を覚えている。

春闘における

労災・職業病闘争への提起

75春闘にあたつて、われわれはまず現在、職場・地域で資本が強行している労働条件の諸権利の形體化と剥脱に抵抗し、かちとつてきた諸権利を西園として堅持し、春闘後に予想される生産性向上の大合理化攻撃・労災・職業病の一層の激発と陰謀に対して

今から安全活動の体制強化をはからん事を提起したい。また、関西労働者安全センターが、その中で同時にやらなければならない事は、ひきつづき反動労基局行政への絆弾闘争を継続するとともに、とりわけすでに一部の巨印見主義政治集團が「労働者側の顧問をいれよ」条件付きで認めていたる産業医・大蔵長・横河の反労働者性を全面的に暴録し、労組の尖端を強める事であろう。

さらに、われわれはやはり共闘の強化の内で、弱者救済ではなく労働条件のもとで労災・職業病の下請化を防いだる出稼労働者、入管法体罰により労働者の権利を奪わがている在日朝鮮・韓国・中国人労働者、有職者をうけている部落出身労働者の現実を深く知り、共斗していかねばならない。

また、日本資本の国外侵略によつて、韓国・東南アジアなど第三世界に、広範に労災・職業病が蔓延している事実を知り、これらの人民と共に闘う運動をひきつづき進捗していくかねはならない。阪労働運動に春闘後みられたように、各地で広範な未組織労働者が組織され、われわれにその基盤が現在ますます強くなつていく

現在の不況インフレ下においては、出稼労働者の権利はいちじるしく犯されている。

この中には、五千人の組合員で、断固として斗っている。

関西労働者安全センターは労災・職業病の

下請化と斗う視点から、全国出稼組合連合会

シと友好關係をつづけている。

五人組合員で、断固として斗っている。

現在の不況インフレ下においては、出稼労

働者の権利はいちじるしく犯されている。

この中には、五千人の組合員で、断固として斗っている。

関西労働者安全センターは労災・職業病の

下請化と斗う視点から、全国出稼組合連合会

シと友好關係をつづけている。

五人組合員で、断固として斗っている。

現在の不況インフレ下においては、出稼労

働者の権利はいちじるしく犯されている。

この中には、五千人の組合員で、断固として斗っている。

関西労働者安全センターは労災・職業病の

下請化と斗う視点から、全国出稼組合連合会

シと友好關係をつづけている。

五人組合員で、断固として斗っている。

現在の不況インフレ下においては、出稼労

働者の権利はいちじるしく犯されている。

この中には、五千人の組合員で、断固として斗っている。

関西労働者安全センターは労災・職業病の

下請化と斗う視点から、全国出稼組合連合会

シと友好關係をつづけている。

遠族は泣き寝入りさせられるだろう。ホワイトカラーワークだけではなく労務ゴロのいる所も多い。慰労をとりあげるべき助産婦が、ヨイシロッカーワークをするようなケースも今まで非常に多い。

最近、私は労働省労働基準局補佐課がまとめた「労働保険条例における裁判例より」（労働基準局一九七四年十二月号）によると、「労働保険条例による労働者差別やめろ」というのを見た。

「これらの病気（脳卒中、心臓病等）は、一般的に私病と思われるのに、何故このように多くの再審請求事件があるのだろうか。

これらは病気は一般に労働の過労によるものだという主張で争っている。：事実職場を問わずほとんどの労働者が自分の労働が

多忙又は激務であると思っており、遠族としては昨日まで元氣で働いていた一家の大黒柱がある日突然倒れたとなれば、その悲しさは計り知れないものがあり、それは労者の責任ではなく、一家の

生活のために多忙な労働に従事してくれたことによるものと、考えるのもまた当然である。それにもかかわらず監督署長、審査官はほとんど業務外としての取扱いをしているのであり、再審請求によつて救いをもとめることとなる。一日も早く医学の進歩により、これらの病気の発生のメカニズムが解明され、業務外の区分が明確にされることが望まれる。

申すまでもなく、業務上外を争うもの、障害級を争うもので、監督署長の決定に不服のある場合は、局の審査官に審査請求し、更にこの決定に不服の場合は、中央の審査会に請求し、この裁決に不服の場合は、裁判所の判決を求める仕組みになっている。

この一年間に、審査会に提出された一回卒中、心臓病倒

係」の業務上外を争う件数は十三件、認められたのは次の二件であった。

(大阪・竹林氏) —新聞社の発送部員が業務多忙のため心臓病死した。(裁決 昭和四九・七・三〇)

(岡山・山田氏) —建設会社の営業課長が工事受注活動中も膜下出血を発症した。(裁決 昭和四九・八・三一)

去年、中央で棄却された十一名の大部分は作業中であるのに、生産労働者、ブルーカラーといわれる労働者であるが故に、認められていないよう私には思えてならない。中央は監督署長や局の審査官が業務外の扱いをした事に責任をなするような書きぶりだが、これまでの中央のシメツケに問題があるのではないか。会社の労務・安全責任者、労基局責任者もホワイトカラーが現状。この分裂差別に加担するものが早く無くなる様に運動し改善しなければならない。「不生産労働」より「生産労働」重視である。

大阪の竹村氏は、朝日新聞現業課発送係で、午後6時からの就業のため作業衣に着換えた後、休憩室で談笑中、突然発作をおこして、転倒、すぐに救急車で病院に運ばれたが、翌日午後1時半死亡、クモ膜下出血と診断された。審査会はこの件に関し「発病をうながすような過度の疲労の蓄積が業務上認められる場合には、发病直前の状況のなかに死亡原因と業務を直結するものがなくとも業務上の災害と認められる」と理由をのべて教説している。監督署長、審査員段階で作業中のケースはかなり認定されていることを念のために付記しておく。

出稼者も觸つていい

去年の十二月二十八日に天王寺監督署が業務上認定した全国出稼組合員であった、故最上松次郎氏(死亡時四十八才)の場合を簡単に紹介しよう。

会社は食堂を使って社葬したが、見舞金は十万円、労災遺族補償年金・葬祭料を請求しない。それで、同僚の出稼者と調査会を寒々とした寮で三回もって、次のとき「災害原因及び発生状況調査報告」を去年の五月七日、天王寺監督署に受理してもらった。

季節工(いわゆる出稼)として、昭和四十八年十一月三日から、鋼スチール焼なまし、ペーナーの操作と油焼入作業に従事していた。夜勤番明けの翌日二月十一日午後6時半頃、事業場付局寄宿舎内浴室において、同僚とうつむいて湯加減行為をし、腰までつかったとたん「きみが悪くなった」と声を発し、浴そうよりも、うつ伏せに転倒、くも膜下出血・心肥大で死亡した。

①夜通し十三時間勤務などによる過労、②石油の燃焼不燃焼ガスの吸入、③精神疲労とともに労務管理、④食事内容に新鮮さの欠け一日二回の給食仕出し弁当等の、労働条件慢性的不安状況が、身体に偏僻を、精神等にストレスを加える共同原因となり、くも膜下出血・心肥大のショック死を誘発したとみられる。』

調査は「妊娠」、問題解決は「出産」である。

右の概要のウラづけを調査会で検討し、詳細に具体的な実態を監督署に報告したので、監督署も二度の大がかりな現場調査、秋田県の以前に働いたことのある工場、出稼ぎに出る時に行なった数年間の健康診断書などを調べて、業務上の認定としたのである。

したが、会社は拒否した。しかし、われわれは大阪の総評労働者の力を結集しながら、遺族たちが「女性中隊長」（責任と勇気の象徴）になって、工事発注者の大阪府に「尻無川水門工場殉職者記念塔」を建立させた経験を生かした。そして、「墓石料」と会社側からも労災認定を申請させることに成功した。遺族は秋田県でも出稼者集会に出席するとともに、監督署・会社にも来阪して訴え、仲間の出稼者もその職場と帰郷後も運動した。

監督署の「設備改善命令」で、会社は重油バーナーを電気炉に交え、労働条件侵害をかなり除去せざるを得なかつた。

全国出稼連、大阪総評などは、目下、大阪市や府に「出稼職場

ニュース 職場・地域・学園から

浦川さんを労災認定せよ！

一月十六日、全港湾沿岸南支部安全委員会は、昨年十二月二十四日、沿岸南支部に対して、神崎港運分会の浦川さんの死亡災害に認定外を言い渡した西野田労働基準監督署を糾弾した。この日、支部安全委員会と支部各分会員約三〇名が監督署へ朝九時から押しあげ夜六時三〇分まで団交した。この団交で署の審査は不充分どころか不当であることが判明し、更にそのため会社の労務や、調査した労働者を呼び再度調査するや全く異った証言をした。その不当性を追求すると、労務ゴロは労基の役人の前で、「色々違反事実はある。何でも言ってくれ」と居直った。労

基行政と資本の癒着を我々の前にさらされ、労基の小役人共はオドオドするのみであった。

沿岸南支部安全委員会は、この団交の内容をふまえ、今後の再審査請求のための準備を進めている。

浦川さんは徳島中部から出稼ぎにきていた労働者だが昭和四八年九月一五日就業中の午前十時三〇分頃急に寒氣を訴え、構内の寮の自室で休養していたが約三時間後には口からアリをあいて死亡した。医師は原因究明も行わず「急性心臓衰弱」というでための死亡診断を行い、警察も消防も現場にいながら何らの原因追求もしていない。会社は労災申請も行わず、遺族年金の申請にも協力せず、香典すら出稼ぎということで値切る有様である。そして労基は労災認定すると我々をだまし続けてきながら今、業務上ある証拠がないと、我々の要求を突っぱねてきた。

西野田労働基準監督署は浦川さんの死因を再調査し労災認定を行え！

(み)

暴力労政に屈せず、認定勝ちとする

一月十三日、全金大阪金属加工支部と田中機械支部を中心とした港合同支部・南大阪労災職業病対策会議は、昨年五月から開いた古市労働基準監督署から叩出させた。

大阪金属加工は丸紅資本直系の下請会社で、プレス・スリット作業をする工場である。ここでは百十ファンを超える騒音が発生し、ほとんどの労働者が難聴に罹っている。

四十八年春に全金加盟の労働組合が結成され、組合は劣悪な労働条件と闘ってきた。南さんの難聴もその一つだった。会社は同盟加盟の二組をデッチ上げ、労務ゴロをやとっての暴力労政・組合潰しに奔走した。しかし、支部は少数派になりながらも連日連夜の苛酷なまでの歸いを通して全金の旗を守り続けた。

四十九年春、南さんの容体は悪化した。難聴が進んだのだ。京大安全センターは職業性難聴の立証を取るため京大当局と闘つたが、病院長は「C 5 D I P型」なる専門用語で逃げた。しかし、尼崎労働協の協力で意見書が出来、監督署へ提出したところ、資本は南さんの労災闘争が拡がる事を恐れ、南さんへ解雇を言いつけたのだ。理由は、その労災問題後にデッチ上げた就業規則に違反しているというもの。だが、大阪金属加工支部をはじめ港合同支部や南大阪労職対は一步もひかずにねばり強く闘い、ついに第一歩目の勝利として、認定をかい取った。

(五)

京大安全センター合宿の報告

施設解放斗争の目指すもの

新春早々我々は大原で合宿を行い、京大安全センターが掲げて論が闘わされた。その中で最も問題となつたことは、職場からの職場環境調査、有毒物質分析などの具体的な要求に即事的に応えていくことがどの様にして現在の科学技術の根底的批判という方向へ有機的に結合されていくのかという点である。それは、学生・研究者の労災職業病斗争への関りの助人的傾向、つまり、自らの知識技術を切り売りすることに自らの任務を限定してしまいがちであることにに対する我々自身への警句としてもある。

施設解放のスローガンが現在帝國主義社会体制下で呼ばれること 자체が一つの逆説なのだということを我々は銘記せねばならぬ。それは、個別例外的には大学の知識技術が労働者・地域住民の斗いに役立つことがあるにしても、この事はむしろ大学の反人民性を蔽い隠す役割を果たしているのであり、大学が労働者階級に対して解放するものなど本来的に存在し得ないのだということだ。我々の斗いは、そういった大学に施設を解放することを要求し、その緊張關係の中から大学の反人民的本質を個別具体的に暴露し、学内の学生・研究者を労働者の斗いへと合流せしめ、労災職業病斗争を労働者との共同斗争として担うことである。そしてそのことが現在の教育研究体制への実践的批判であり、資本主義体制の

(六)

産業医大設置阻止

第21回医学連大会でアツピール

我々産業医科大学設置阻止共闘（準）は一月二十五・二六日東京で開かれた21回医学連大会に於て、大会冒頭でこの間の関西労働者安全センターの活動の報告と共に産業医大設置阻止を全国の医学生に訴えた。まず何よりも、ブルジョアジーによる産業医大設置の意図が、現在労働者階級をはじめとして技術者・医者・学生をも巻きこんで、文字通り権力を握りし高揚し続ける労災職業病斗争を軸とした斗いを、現代科学・医学を総動員して圧殺せんとするものとしてあり、電通の頸肩腕障害に対する通信病院プロジェクトチーム等の果たした役割を見てもわかるように、既に先取りされている現実を訴えたのである。更に、特別決議として産業医大設置阻止を提起した結果、大会決議として採択された。

又、別に労災職業病斗争を担う交流会を設定し、京大・熊大・東京女子医大・岡大・阪大・奈良県医大・東大・九大・群大・市大の諸君らと経験を交流し、阻止共闘（準）からは、産業医大設置策動の意図及び、現在の大学の産学協同を糾弾する事、阻止共闘ニユース配布網確立を提起した。そして、各サークルが今までの活動の総括を、産業医大設置阻止を軸としてなし切る事を意志統一した。

北摂労職対定期総会開かる
北摂地区評労災職業病対策会議第9回定期総会が一月三〇日高槻市で北摂内外各地から百名以上の労働者を集めて開かれた。

新役員選出の後、各地域から出席した代表の各自の斗いの報告と、労災職業病斗争前進に向けた連帯の挨拶が送られた。又事務局次長豊田氏より、一年間の運動の経緯と75年度運動方針が述べられ、出席者全員、各自が更に斗いを進めることを確認し、盛会のうちに定期総会を終えた。

マンガン中毒の

労災認定を勝ちとる



一月十三日、守口労働基準監督署で、三年半前「公」害企業植田マンガンで働いていた未組織労働者Hさんの労災が認定された。この認定はマンガン「公」害と闘い続けてきた植田マンガン調査團、全大阪合同労組とセンターが共同斗争して勝取ったもの。

Hさんが植田マンガンに勤め出したのは昭和二十六年、退職したのは四十六年、と二十年間もマンガンを吸い続けてきた。その間、健康診断で「じん肺Ⅱ型」「マンガン中毒」の疑い有りと診断されながらも植田資本によってつんぼさじきにおかれていた。しかも、体の具合が悪くなるや、労働能力減退者を切り捨ててんといやがらせを続け、退職させたのだった。

マンガンの「公」害問題が社会化した時、Hさんもマンガン中毒ではないかと心配し、住民運動の人々に相談した。そしてセンターが調査し、労災の手続を行い、労基斗争を続けてきた。しかし、この様な未組織労働者がまだまだ多くいると闘いに参加した人々は語っている。

災害不注意論をどう打破するか（その1）

(文責 尼崎労健協 山下五郎)



一 はじめに

労災職業病や事故の原因として「不注意」だ「精神がたるんでいる」と責められる事が多い。「责任感」「職責」「自覚」「注意」「心構え」など、訓示的、超心理主義的な考え方を克服することは、日常の職場安全活動にとって大切な基礎学習である。

この不注意論は、経営者にとって、全くの安上りの論法で、又よく使われる災害原因説である。

国際応用心理学会会長のヴァイトレスは「不注意の語は事故に対する煙幕のようなものであつて、その背後にある真因をかくしてしまう。」と言つてゐる。

しかも不注意論は、資本家のみならず、労働者にも強く影響を及ぼしている。仲間うちの中のこの考え方との闘いは、さけ通るわけにはゆかないものである。

昔は、「けがと弁当は自分もち」「指一本とばして一人前」と言われ、労働者の肉体精神の一部の欠損によって、労働者たりえたものである。これが、けがは不注意と固定され、根強く労働者の中に生きてきた。

最近は、「当社は設備改善に努力するが、何よりも皆さんの安全注意が大切だ」などと言ひ方がかわってきた。

「あれほど注意したのに又、けがをした。」「けがをするのはきっと同じ人間で」「運が悪かった」などと、企業側も、労働者も、思いがちで、労災の被災者であるにもかかわらず、つい個人問題、

にされ、「患者化」されていく。

不注意論は実に根深い。同じ条件の中で働いているのに、少人数だけがけがをする。この事実を個人の責任におしつけて処理してきた歴史が、不注意論への屈服の歴史でもある。

二 不注意と災害は直接的関係はない

④ 不注意があれば災害がおこる訳ではない。

事務作業でミスをやつて書きまちがつても、書きなおすか、消しゴムでければよいが、切断機で指をとばして、のりでひつけるという訳にはいかない。何万ボルトの電流が通っていても、遠くからながめていれば災害はおこらない。災害発生は、不注意があるからでなく、外物があるからで、身体と外物の異常接近、接触によつて災害発生を生む条件ができる。

災害が生じるのは、身体が運動している物体に接触する場合、身体が運動し外物に接触する場合（運動エネルギーとの接触）、つい落、転倒、飛来、落下による場合（重力エネルギーとの接触）、化学物質による熱エネルギーとの接触などによるものが多いた。

人間には一日何回となく不注意があるが、災害という結果をとることは少い。災害がなければ不注意は問題にならない。

「不注意災害」といわれるものは、不注意が原因でなく結果であることは、多くの労働生理学者、心理学者の定説となつてゐる。

⑩ 不注意災害は、労働環境不備の結果による環境災害である。

労働者にとって災害は、文字どうり労働災害であり、労働環境

による災害であつて災害一般ではない。労働災害は、労働者の身体と労働条件、労働環境との諸関係の中で生じる災害であつて、不注意は結果として生じた災害の要件の一つである。

災害発生の要件は、主として身体と環境（外物）の異常接近、接觸によつておこり、それを成立させ増加させる要件は、①—労働遂行を拘束され、かつ行動選択の手がかりが困難な場合（操作方法の報告情報、予知される危険性が事前に知らされていない等）、②—労働遂行を強制され行動選択の余地のない時（時間的余裕のない等）、③—労働遂行を強制され遂行能力が一時的に減退するもの（疲労、単調、注意の周期的動搖等）、④—労働遂行を強制され、行動の錯誤、錯覚が災害を引きおこす要件となる環境条件等に、大きく分けられ、これらいくつかの重り合いの中で、災害が生じ、この様な要件を無視し結果を不注意のみに結びつけてきたのが不注意論である。

〔三〕 注意には周囲的動搖がある

注意はある対象に対する意識の清明性をいう。注意は、人間行動の一種で、その時の心理的要因と、それを囲む環境的、外的要因との相互の関係できめられ、この関係の不適切な場合を不注意現象と呼んでいる。

注意は、第一にある対象に自己を向ける行動である。第二は注意の程度は、刺激の性質、大きさ、強さ、持続、反復、変化、位置、新奇さによって明瞭さの差が生れる。第三に、今後の生活の基礎が得られるまで注意が保持される。

生理学では、注意というのは、一つのストレスとして全身反応を生み出し（交感神経の高ぶり）、バロフという人は、「これ

は何だ」の反応と名づけている。鉄道労研の小木氏は、彼の実験的見解として、注意集中は、数十秒から数分しか続かないと述べている。注意集中後、やがて注意低下期が外見上明らかでないが数秒から十秒くらいやつてくると述べている。これを注意の周期的動搖とか、注意の波動とか、注意の動搖という

〔四〕 注意の周期的変化にも適応限界がある

この様な注意清明と注意低下期は人間の生理リズムであつて、人の行動には不測の結果を生み出さない予測の修正、補正を行ふ適応力がある。いわゆる「なれ」の現象である。条件反射による予測修正は注意せずとも（注意することは不自然で疲労をきたすのであるが）たいてい処理される。

ぐてんぐてんに酒によつても、いつの間にか同じ道を家に帰つている経験と同じである。

普通この注意低下期に災害を引きおこさないのは、なれの現象で、人間の生きしていく恒常性である。（災害を引きおこさないのは、むしろ偶然の連続）労働条件が劣悪で、設備の安全省略があると、災害発生が増加するのは、生理リズムの限界を意味している。災害発生は、この人間的生理的特性を無視したところから生みだされる。

(つづく)

参考文献
不注意原因説をどう克服するか
小木 和孝
1973.12.兵庫安全部センター記念講演録

不注意原因説をどう克服するか
小木 和孝
月刊「いのち」
No. 77

不注意物語
狩野 広之
労働科学研究所

説 労働と法律 No. 1

解 労災保険制度



(1)はじめに

60年代の高度経済成長で、あらゆる職場に化学物質をはじめとする有害物質がまん延し、同時に進行した合理化で労働密度が強化されて、数多くの労働者が労災・職業病に傷つき倒れてきた。

(ここ数年の労働省の統計では災害件数は減少しているが、職業病は数としても増大しているし、統計に現われない潜在的な慢性職業病が多くあることが職場から報告されている。また、大企業の場合には、企業病院の整備と管理体制の強化で「かくし労災」が多くあると十分子想される)

現在、インフレ下の不況に至って、資本家は「企業の体质改善」なる美名のもとに、急激に増えている潜在的な職業病被害労働者を筆頭に、労働者の切り捨てで生き延びようとしている。この切捨ての裏にあるものは、労働者階級を分断することによって一つまり「多少のことでは労災・職業病にかかる労働者」と被災労働者や「かかりやすい労働者」、あるいは労災・職業病などの問題で会社を追及する労働者と追及しない労働者などという様に、労働者を「企業に適用するか否か」で選り分けることによって、企業にとって都合のよい労働者だけを残し、資本家の支配力を強めようとするものである。

こうした情況下にあって、労災・職業病闘争の重要性はいつそう高まっている。潜在的職業被災者をふくむ労働者の切り捨てを一人でも許すことは、労働者内部に一層の分断を持ち込みます

ことであり、企業の責任を見過し災害源を温存することなのだ。

関西労働者安全センターは、この一年間、被災者救済の斗いを

労基局糾弾闘争を頂点として、国家独占資本と帝国主義者による

労働安全衛生法——産業医大路線を粉碎する方針でとりくんできた。

しかし、この重大な時期にあたって、今一度これまでの既製の被

災者救済の斗いを反省してみるべきであると思う。

従来の既製の被災者救済の闘いは、十分に資本の責任追及と災害源の究明を伴うて行われてきたかどうか、これが反省の重大なポイントである。さもなくば、我々が批判してきた潮流——被災者救済を単なる「治療」と「金銭補償」のみに限定し、医者と弁護士あるいは労組幹部のみに依拠する斗いにすりかえる潮流と、さ

して相違がなくなるからである。治療の効果があがって職場復帰した労働者が再度被災するような不幸を決して起してはならない。

被災労働者をふくめた全ての労働者によつて、今こそ資本家の責任追及と災害源究明を伴つた闘いをしてこそ、日常の災害源除去の闘いが取りくまなければならない。

(2) 労災保険制度の概略

現在、わが国には労災保険制度があり、被害者救済の斗いはこの制度を無視しては行ないえない。その意味で、この制度の問題点をしつかりおさえておかないと、われわれのめざす被災者救済の闘いはできないことになる。

労災保険制度は昭和22年に労働基準法制定と同時に設置された制度で、労働者災害補償法と労働保険徴収法に基づいて運用され

労働基準法は基本的な考え方として「労働災害・職業病の責任は一切資本家にある」という考え方をとりいれている（労働基準法第75条「労働者が業務上負傷または疾病にかかった場合においては、使用者はその費用で必要な療養を行ない、または必要な療養の費用を負担しなければならない」）。これは欧米やわが国の労働者が長く厳しい闘いの中で資本家に認めさせたものである。

また、わが国の場合には、敗戦後の激しい労働運動と占領軍の財閥解体のために労働者に数々の権利を認める諸政策とが大きな力となつて労基法と労災補償法が成立している。

労災保険制度は、戦前からあつた労働者災害扶助責任保険法の延長で、独占資本を中心とした雇用政策・労務政策の一環として出発しているものであるが、事業主が事前に補償金をブルとしておいて、いったん労災・職業病が発生した際に被災者に支払うことができるよう国家が設立したものである。しかし、その徴収額は、その事業所で過去3年間に発生した労災件数から割り出した率と賃金総額とをかけ合わせて決められるので、この事が大企業を中心とする「かくし労災」の大きな原因となつてゐる。

このように、表向きのたて前からも大きな問題があるが、さらには労災保険制度の裏には、労働者の闘いを封じ込めて、資本家を生き延びさせようとする、次のような腹黒い意図が隠されている。事を見抜く必要がある。

(3) 労災保険制度の問題点

労働基準法では、労災補償責任の他にも、労働時間・賃金などの労働条件や労働環境に関する事業主の責任が列挙されている。つまり、労働基準法では、法的なたてまえからすれば、

は労働条件・労働環境の整備に務め、それらの不備から労災・職業病が発生した場合には被災者の生活を補償すると共に、労働条件・労働環境を改善しなければならない」とされているのである。

そして、労働者には資本家にこれらの義務を果させるために、団結し団体交渉を行ない、ストライキを打つて闘う権利が認められている。

ところが、これらの互いに密接に結びついた資本家の一連の義務の中から、労災補償責任だけを取り出し、運用していくのが労災保険制度である。この制度によって労働者の補償要求は充たされやすくなつたことは事実であるが、反面、資本家によつて労基法のたてまえは次のように変質させられている。

①本来密接に関連した、労働条件・労働環境を整備する義務から労災補償の義務を切り離すことによつて、責任をあいまいにする。
②労災補償責任をさらに金銭補償だけに限定する。
③労働省・労基局が前面にでてきて、企業責任を隠匿することで資本家への責任追及をはぐらかす。

④労災認定の際に医師を登場させ、既製の「医学」の権威で、真の災害源を隠す。

以上のような点を利用して、資本家は労働者の労災・職業病闘争を、特に災害源除去の闘いを封じこめてきたのである。以上のような問題点に気付かないために、過去においてどれほど多くの労災・職業病闘争がたゞの「認定闘争」に終わり、職場復帰した被災者が再び被災したり、同僚が相次いで被災したりする不幸に出会つてきたことだろうか。

されねば一度とそのような不幸を生み出してはならない。

のためには、労災保険制度の問題点をしつかり把握して、資本家の責任追及と災害源の究明を伴った被災者救済の闘いを創つていかなければならぬ。そして、その闘いの中から災害源除去の體いが生み出されていかなければならないのである。

文責 河合（京大法学部自主ゼミ）

上記②
産業医大の開校、53年に延期の見通し

当初52年4月に開校をみこみ、入学定員を80名、付属病院の規模を600床と決めていた産業医科大学は、「総需要抑制策」や雇用保険の成立により、50年度予算が、要求の半分に削られたため、開校は一年遅れて53年4月になる見通しとなつた。しかし、われわれは、少しも油断することなく、とりわけ75春闘の中で、産業医大設置阻止の斗争を強化しなければならない。

上記③
労災補償、一部引上げされる

このほど労災補償は昨年11月1日にさかのぼつて、次のように引き上げられた。

労災保険の障害補償年金、一時金、遺族補償年金……12%—13%引上げ 休業補償……賃金の20%積上げ（今までの60%に加えると、80%になる）など。

しかし、われわれは労働安全衛生法などのブルジョア諸立法の犯罪性を暴撲する運動の一環として労災補償を斗争、かつその中で災害の責任を明らかにし、災害源除去の斗争をひきつづき堅持していくかねばならない。

春闘座談会 おしらせ

主催 関西労働者安全センター機関紙編集部

日時 二月十五日（土） 午后六時三〇分より九時

場所 高槻市職厚生会館（市役所前）

内容 75春闘の中でいかに労災・職業病と斗うか

北摂じん肺共斗学習会

日時 二月二〇日（木） 午后六時

場所 高槻市民会館（阪急高槻下車）（市役所前）

第11回 全国出稼者西日本大会

日時 二月二三日（日） 午前一〇時—午後四時

場所 部落解放センター（大阪環状線芦橋下車）

京滋労戦対（準）討論会

日時 二月二八日（金） 午后六時

場所 京都労働者総合会館（阪急西院下車）

パンフレット資料紹介

八鹿高校事件の真相はこうだ

仕組まれた暴行と差別教育の実態

部落解放同盟中央出版局編集発行

民族差別 日立就職差別糾弾

朴君を囲む会編